

公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター
役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）定款第15条、第30条及び第31条第4項並びに第47条の規定に基づき、役員、評議員及び顧問の報酬等並びに職務を行うために要する費用に関して必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、これに評議員を加えて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、定款第24条第2項に基づき置かれる専務理事であって、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び諸手当をいいその名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (6) 費用とは、職務を行うために要する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、宿泊料、食卓料その他の実費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給の基準)

第3条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給するものとする。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とする。
- 3 定款第30条（役員の報酬等）の規定にかかわらず、監事に対し監査実施1回につき40、000円を支給する。
- 4 月額支給の報酬は、月の中途において新たに常勤役員となった者には、その日から支給する。
- 5 月額支給の報酬は、月の中途において常勤役員が退職したときは、その日まで報酬を支給する。
- 6 常勤役員が、月の中途において死亡したときの月額支給の報酬は、その月まで報酬を支給する。
- 7 第4項又は第5項の規定により報酬を支給する場合には、その報酬額は、その月の現日数を基礎として日割によって支給する。
- 8 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 9 常勤役員には、退職手当を支給しない。
- 10 非常勤役員、評議員及び顧問には、報酬等を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 理事長は、常勤役員の報酬月額を定めるに当たっては、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号に定める行政職給料表の再任用職員の項6級の欄に定める金額の範囲内で、評議員会の承認を得て決めるものとする。

2 常勤役員に対する役員賞与は、給与条例第15条の5から第15条の6までの規定を準用するものとする。

(休職時の給与)

第5条 常勤役員が、センター就業規程第6条第1項に掲げる事由に該当して休職にされたときは、センター職員給与規程第35条を準用し報酬を支給する。

(費用)

第6条 センターは、役員、評議員及び顧問が、その職務を行うために旅行したときは、その費用の相当額を弁償し、その算定方法は、別に定める旅費規程による。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は別に定める給与規程に準ずる。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事長が理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団及び財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月18日から施行する。

この規程は、平成24年3月21日から施行する。

この規程は、平成28年6月20日から施行する。

この規程は、平成30年7月6日から施行し、平成30年4月1日から適用する。